

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町税徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は、町税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

御浜町長

## 公表日

平成27年9月14日

[平成26年4月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税徴収管理に関する事務
②事務の概要	<p>町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者から納付された町税の収納管理を行う。</li> <li>・納付書の再発行を行う。</li> <li>・町税の口座振替に関する管理を行う。</li> <li>・過誤納付のある町税の還付及び充当を行う。</li> <li>・期限内に納付がない納税義務者に督促状・催告書を発送する。</li> <li>・納付のない滞納者に対して滞納整理を行う。</li> <li>・町税の納付に関する問い合わせに対応する。</li> <li>・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。</li> </ul>
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長	税務住民課長 山田 一成
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0510

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明